

関係法令等の遵守の確保

運輸安全マネジメント制度の主軸である、「安全管理規程に係るガイドライン」14項目についてシリーズで紹介しています。今回は「関係法令等の遵守の確保」をテーマに、I.ガイドラインに示されている取り組み、II.取り組み事例、III.運行管理者としての関わり方について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等
①経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全優先の原則の内部徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等
②安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等
③安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等
④安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築及び取り組みの立案 ・実施・安全重点施策の進捗管理 等
⑤要員の責任・権限	・責任・権限に関する明確化の事例 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	・継続的・横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等
⑦事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等
⑧重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
⑨関係法令等の遵守の確保	・関連する法令・法令遵守状況の確認 等
⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
⑪内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
⑫マネジメントレビュー・実施体制、方法の確立・継続的な改善事例 等	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑬文書管理のポイント、手順	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑭記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 関係法令は最新の内容を確認

「関係法令等の遵守の確保」についてガイドラインでは、「輸送の安全を確保するための関係法令を遵守することと「安全統括管理者等が各部門や各要員における遵守状況を定期的に確認することとの2点が事業者に期待されています。では「輸送の安全を確保するための関係法令」にはどのような法令があるでしょうか？」

トラック運送事業者の場合、安全を確保するために遵守すべき法律は、①貨物自動車運送事業法 ②道路

交通法 ③道路運送車両法 ④労働基準法と主に4つあります。さらに各法律には詳細を定めた政令や省令などがあります。昨年(2018年)6月には①貨物自動車運送事業法に含まれる「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部が改正され、睡眠不足による事故の防止対策が強化されるなど、関係法令が改正されることがあります。都度、最新の内容を確認するよにしましょう。

II. 公開されているチェックリストを活用して定期的に遵守状況を確認

下記に、トラック運送事業者での取組事例を紹介します。

■遵守状況の確認に関する取組事例

各支店での自主点検	各支店において点検調査票に基づいた自主点検を半期毎に行う(他支店や他部署で相互に点検を行い、客觀性と透明性を確保)。
本社交流点検	運行・整備・点呼等を含む35の重点項目についてチェックしている。不適正な事項があれば、改善指導を行い、改善進捗状況はフォローポイントにより確認を行っている。
コンプライアンスに係る意識調査(アンケート)	半期毎に、全社員の中から1,300人を無作為に抽出して、コンプライアンスに係る意識調査(アンケート)を継続的に実施し、社員の当該意識の把握に努めている。

出典：国土交通省「運輸安全取組事例 No.33 日本通運株式会社 関係法令等の遵守に向けた取組み」(<http://www.mlit.go.jp/common/001081801.pdf>)より
東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

この事例では、遵守状況の確認対象を変え階層ごとにチェックすることにより、きめ細やかな状況把握を行っています。また定期的なチェックで過去との比較ができ、向上度合いを測ることにも有効です。

遵守状況の確認にあたってはチェックリストの準備が

■チェックリスト例

項目	
1.事業計画等	①乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か ①事故記録が適正に記録され、保存されているか ②運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか ③重荷台帳が整備され、適正に記入等されているか
2.帳票類の整備、報告等	①運行管理規程が定められているか ②運行管理者に所定の研修を受けさせているか ③事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか ④過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか ⑤過労による運送を行っていないか ⑥点呼の実施及びその記録、保存は適正か ⑦乗務等の記録(運転日報)の作成、保存は適正か ⑧運行記録計による記録及びその保存、活用は適正か ⑨運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か ⑩乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか ⑪特定の運転者に対して特別な指導を行っているか ⑫特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか
3.運行管理等	①整備管理規程が定められているか ②整備管理者に所定の研修を受けさせているか ③日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っていているか ④定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか
4.車両管理等	①就業規則が制定され、届出されているか ②36協定が締結され、届出されているか ③労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く) ④所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか
5.労基法等	

出典：(公社)全日本トラック協会「2018年度(平成30年度)貨物自動車運送事業安全性評価事業申請案内」より抜粋

Gマーク 申請案内 検索

III. 事故の事例を交えて関係法令の目的や意義まで教育

運行管理者は、ドライバーに関係法令の「目的や意義」を理解させることを心がけましょう。関係法令は「過去の事故の教訓から事故予防に効果がある」と定められていますが、一方で遵守する側の意識は「決められているから遵守する」と受け身になりがちです。そのため、「事故を予防するために積極的に遵守

する」という前向きな姿勢で取り組せるためにも、「なぜ必要なのか?」「遵守しなかった場合、どのような結果を招くのか?」という安全教育が必要になります。交通事故の事例も交えることで、ドライバーが実感を持って関係法令を理解できるようになり、教育の効果も高まると考えられます。